

一般競争入札

いわき海浜自然の家フィールドアスレチック天守閣修繕業務 一式

## 入札説明書

福島県教育庁社会教育課

この入札説明書は、「いわき海浜自然の家フィールドアスレチック天守閣修繕業務」において、一般競争入札により、業務を受託する事業者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

- 1 発注者（契約権者） 福島県教育委員会教育長 大沼 博文
- 2 業務の概要
  - (1) 業務の名称及び数量  
いわき海浜自然の家フィールドアスレチック天守閣修繕業務 一式
  - (2) 業務実施場所  
福島県いわき海浜自然の家フィールドアスレチック  
(福島県いわき市久之浜町田之網地内)
  - (3) 業務の実施期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 業務仕様  
別紙仕様書のとおり
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
入札公告に示すとおり
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
  - (1) 入札に参加を希望する者は、必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付して提出すること。  
なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。  
ア 福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿登録通知書（発注種別が建築工事に登録されていること）  
イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）
  - (2) 提出部数 1部
  - (3) 提出方法 郵送又は持参による。
  - (4) 提出期間  
令和7年1月29日（水）から同年2月4日（火）  
午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く）  
郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年2月4日（火）午後5時必着とする。  
入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和7年2月6日（木）までに通知する（メール又は電話で結果をお知らせし、その後原本の送付となる予定です。）。
  - (5) 提出先及び問合せ先  
郵便番号 960-8688 福島県庁西庁舎4階 福島県教育庁社会教育課  
電話番号 024-521-7788  
E-mail k.syakaikyoubu@pref.fukushima.lg.jp
  - (6) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

- 6 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所  
郵便番号 960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁社会教育課
- 7 入札及び開札の日時及び場所  
日時 令和7年2月17日(月)午後2時00分  
場所 福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- 8 入札書の提出方法
- (1) 入札書は指定の様式(様式4)に必要とする事項を記載し、郵送により提出すること。
  - (2) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。  
ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)  
イ 「いわき海浜自然の家フィールドアスレチック天守閣修繕業務」(2月17日開札)
  - (3) 郵送に当たっては、外封筒と中封筒の二重封筒とし、外封筒の表に(2)の必要事項、入札書在中の旨を記載し、中封筒に(2)の必要事項を記載し、配達日指定の書留郵便により、令和7年2月14日(金)午後5時までに次の場所に必着のこと。  
  
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県庁西庁舎5階 福島県教育庁**財務課**  
電話番号 024-521-7758
  - (4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。  
ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること(ただし、押印は、様式に示すとおり本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先の記載を行う場合、省略可能とする。)
- 9 積算内訳書の提出
- (1) 入札書を入れる封筒に、入札書に記載される入札金額に対応した別紙積算内訳書を同封すること。
  - (2) 積算内訳書は返却しない。
  - (3) 入札書の金額が積算内訳書の金額と符合しない場合において、入札者は、積算内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。
- 10 入札保証金
- (1) 入札に参加を希望する者は、7に掲げる日時までに、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付するとともに、7に掲げる日時までに、福島県が発行する入札保証金に関する領収書の写を5(5)に記載のメールアドレスに送信すること。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。有価証券は、7に掲げる日時までに、5(5)に記載の社会教育課に持参すること。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、5の(4)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式5）を5の(5)に示す場所に提出すること。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

#### 11 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記7で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合は、別の日時を指定して再度入札を行う。

#### 12 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 13 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式7）により令和7年2月3日（月）までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。

福島県教育委員会教育長は、同じく一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式7）により、令和7年2月5日（水）17時までに社会教育課のホームページへの掲載をもって回答を行う予定である。

(2) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 14 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### 15 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記4の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 記名、押印を欠く入札（ただし、押印は、様式に示すとおり本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先の記載を行う場合、省略可能とする。）

(5) 金額を訂正した入札

- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) その他県において特に指定した事項に違反した入札

#### 16 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規走する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

#### 18 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

#### 19 契約条項

いわき海浜自然の家フィールドアスレチック天守閣修繕業務契約書（案）による。

- 20 この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について入札前において様式7により説明を求めることができる。

#### 21 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8688

住所 福島県福島市杉妻町2番16号

機関名 福島県教育庁社会教育課

電話 024-521-7788

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記1（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4) (略)

2 (略)

### 別記2（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

### 別記3（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

#### 別記4（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
  - (3) (略)
  - (4) 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (5)から(18)まで (略)
- 2 (略)

#### 別記5（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

#### 別記6（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。